

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「地域支援体制加算 1～4」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料： 2022年3月 4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件_別表第三（調剤点数表）」
2022年3月 4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)_別添3（調剤点数表）」
2022年3月 4日 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」
2022年3月 4日 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」
2022年3月 4日 「診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目リスト（令和4年4月1日以降）」
2022年3月31日 「疑義解釈（その1）」
2022年4月11日 「疑義解釈（その3）」

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

2022年4月19日に発出された「疑義解釈」までを踏まえて、MPS資料として編集しています。厚労省ホームページにて原本もご確認ください。

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20220422-1077-3

区分		点数
地域支援体制加算1	調剤基本料1	39点
地域支援体制加算2	調剤基本料1	47点
地域支援体制加算3	調剤基本料1・特別調剤基本料以外	17点
	特別調剤基本料	14点
地域支援体制加算4	調剤基本料1・特別調剤基本料以外	39点
	特別調剤基本料	31点

特別調剤基本料の場合は所定点数に0.8をかけて小数点以下第一位を四捨五入した点数を加算します

[経過措置] 2023年3月31日まで
 ・2022年3月31日時点で、調剤基本料1算定薬局が、4月1日以降「調剤基本料3(八)」を算定する場合、要件を満たせば加算1又は2の算定可

【算定可能期間】

新規届出時（4月～12月）：届出翌月1日から翌年3月末まで
 新規届出時（1月～3月）：届出翌月1日から当年3月末まで
 継続時：4月から翌年3月末まで

**地域医療の貢献に係る体制基準
 (21項目)**

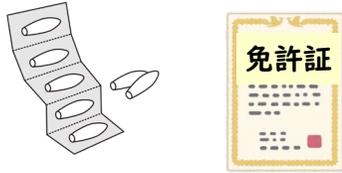
+

区分別実績基準

地域支援体制加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療への十分な体制整備 ・地域医療への十分な実績
地域支援体制加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療への十分な体制整備 ・地域医療への相当の実績
地域支援体制加算 3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療への必要な体制整備 ・地域医療への十分な実績
地域支援体制加算 4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療への必要な体制整備 ・地域医療への相当の実績

必須 + **いずれか選択**

- ①・麻薬小売業者の免許
・必要な指導を行うことが出来る



【2020年3月31疑義解釈その1】在宅患者訪問薬剤管理指導料算定患者に対する新型コロナ特例による在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1の算定実績も含めることができる

調剤基本料 1

- ②・在宅患者訪問薬剤管理指導料
・居宅療養管理指導費（介護）
・介護予防居宅療養管理指導費（介護）
等の算定回数(※1) オンラインは除く

24回以上(※2)



- 同等の業務を行った場合も含む
- 在宅協力薬局として実施した場合（同一グループ薬局への実施は除く）
 - 同一月内の訪問回数を超過して行った場合

地域医療への貢献に係る体制

- ③かかりつけ薬剤師指導料
かかりつけ薬剤師包括管理料



算定実績は不要です

- ④服薬情報等提供料の算定回数(※1)

12回以上



- 併算定不可で相当の業務を行った場合も含む（要記録）
- 特定薬剤管理指導加算2
 - 調剤後薬剤管理指導加算
 - 服用薬剤調整支援料2
 - かかりつけ薬剤師指導料
 - かかりつけ薬剤師包括管理料

- ⑤認定薬剤師が地域の多職種連携会議に参加(※1)

1回以上

地域ケア会議

又は

サービス担当者会議

又は

退院時カンファレンス



【2020年3月31疑義解釈その1】非常勤薬剤師、複数薬局所属の薬剤師の参加実績も含めてよい（複数薬局所属の場合は1つの薬局のみ実績に含めることができる）

※1：届出時は薬局当たり直近1年間の実績、継続時は前年3月～当年2月の実績で判定
※2：2022年3月31日時点で届出していた薬局は、②在宅実績について1年間の経過措置あり

地域医療への貢献に係る体制

処方箋受付回数1万回当たり(※1)

加算2：加算1実績(①～③+④又は⑤)+ 3項目以上

加算3：麻薬免許 + 3項目以上(④、⑦必須)

加算4：8項目以上

【2022年3月31日疑義解釈その1】
加算2の届出時には加算1の実績を満たすことを改めて示す必要がある。

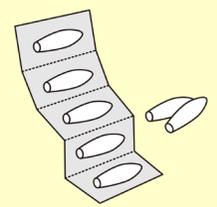
① 時間外等加算、
夜間・休日等加算

400回以上



② 薬剤調製料の麻薬加算

10回以上



③ 重複投薬・相互作用等防止加算等

40回以上



処方箋
・A錠
・B錠
・Cカプセル

④ かかりつけ薬剤師指導料等

【加算3は必須】

40回以上



⑤ 外来服薬支援料¹

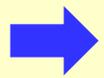
12回以上



⑥ 服用薬剤調整支援料1・2

1回以上

〇〇さんの
服用薬について
ご提案



⑦ 単一建物患者1人場合の
在宅薬剤管理 (※2)

【加算3は必須】

24回以上



⑧ 服薬情報等提供料

60回以上

併算定不可で相当の業務を行った場合も含む
(要記録)
● 特定薬剤管理指導加算2
● 調剤後薬剤管理指導加算
● 服用薬剤調整支援料2
● かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料

⑨ 認定薬剤師が

地域の多職種連携会議参加 (※1)

薬局 1 軒当たりの回数/年

5回以上



※1：届出時は直近1年間の実績、継続時は前年3月～当年2月の実績で判定 (処方箋受付回数は前年3月1日から当年2月末日までの回数)

※2：2022年3月31日時点で、⑦を満たすとして現行加算を届出した薬局は、⑦在宅実績について1年間の経過措置あり

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

「実績基準回数 × 年間処方箋受付回数 ÷ 1万回」で算出された数字(小数点以下第二位を四捨五入)以上の実績があるか

・年間処方箋受付回数は調剤基本料と同じく前年3月1日～当年2月末日の回数、
実績は新規届出時は直近1年間、届出後の継続時においては前年3月1日～当年2月末日の実績で判断します

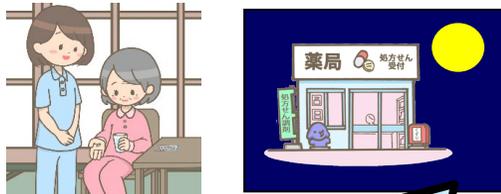
処方箋受付回数ごとに 必要な実績回数 (下段は1月当たりの目安等)	実績基準回数 /1万回 ※⑨は1薬局 当たりの実績	処方箋受付回数/年 (処方箋受付回数/月)			
		1万回以下 (約833回以下)	1.2万回 (1,000回)	1.8万回 (1,500回)	2.4万回 (2,000回)
①夜間・休日等の実績	400回以上	400回以上 約33.3回/月	480回以上 40回/月	720回以上 60回/月	960回以上 80回/月
②麻薬の調剤実績	10回以上	10回以上 約1回/月	12回以上 1回/月	18回以上 3回/2か月	24回以上 2回/月
③重複投薬・相互作用等防止実績	40回以上	40回以上 約3.3回/月	48回以上 4回/月	72回以上 6回/月	96回以上 8回/月
④かかりつけ薬剤師指導料等実績	40回以上	40回以上 約3.3回/月	48回以上 4回/月	72回以上 6回/月	96回以上 8回/月
⑤外来服薬支援料1	12回以上	12回以上 1回/月	14.4回以上 約1.2回/月	18回以上 3回/2か月	28.8回以上 約2.4回/月
⑥服用薬剤調整支援料1・2	1回以上	1回以上	1.2回以上 1回/半年	1.5回以上 1回/半年	2.4回以上 1回/4か月
⑦単一建物診療患者1人の在宅実績等	24回以上	24回以上 2回/月	28.8回以上 約2.4回/月	43.2回以上 約3.6回/月	57.6回以上 約4.8回/月
⑧服薬情報等提供料実績	60回以上	60回以上 5回/月	72回以上 6回/月	108回以上 9回/月	144回以上 12回/月
⑨認定薬剤師の多職種連携会議参加	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上

(2) 保険調剤に係る
医薬品の備蓄
1200品目以上



(3) 24時間調剤・在宅業務対応体制
(連携可)

連携薬局数の**制限なし**



自局で速やかに対応できない場合、
患者又はその家族等の求めがあれば
連携薬局を案内する

(4) 初回処方箋受付時等に緊急時の
連絡先等を文書で交付・薬局外に掲示

- ・担当者（連絡先電話番号等）
- ・緊急時の注意事項等
- ・曜日、時間毎の担当者（連絡先電話番号等）



- 自局&連携薬局
- ・所在地
 - ・名称
 - ・連絡先電話番号

(5) 24時間調剤・在宅業務
対応体制の周知

自局での周知

地方公共団体

保険医療機関

福祉関係者等

(6) 記録・指導

- ・患者ごとに薬剤服用歴の記録
- ・必要な薬学的管理実施
- ・調剤の都度、必要事項を記入
- ・薬歴に基づき、必要な指導実施



(7) 一定時間以上の開局

日 月 火 水 木 金 土

平日は1日8時間以上

週45時間以上

土曜日、日曜日のいずれかは一定時間以上開局

【2016年3月31日その1】

祝日・休日・年末年始を含む週以外の週で要件を満たすこと

(8)管理薬剤師の資格要件



管理薬剤師

- ア) 保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験
- イ) 当該薬局に週32時間以上勤務
- ウ) 当該薬局に継続して1年以上の在籍

【2022年3月31日その1】

育児休業等を取得した薬剤師は、育児休業等の期間を除いた通算の期間で満たしていればよい。

(10)調剤従事者等の資質向上

〇月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

研修計画及び実績を示す文書添付

資質向上のための
研修実施計画の作成



計画に基づき
研修を実施

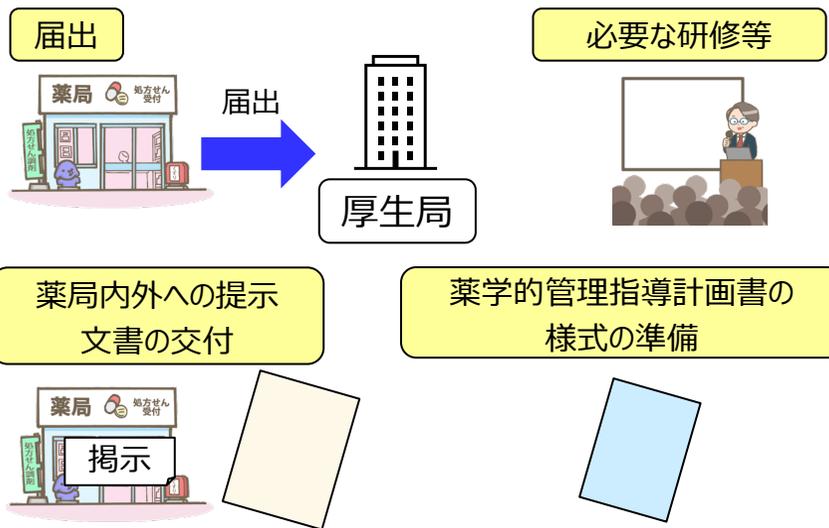
薬学的管理指導

医薬品の安全

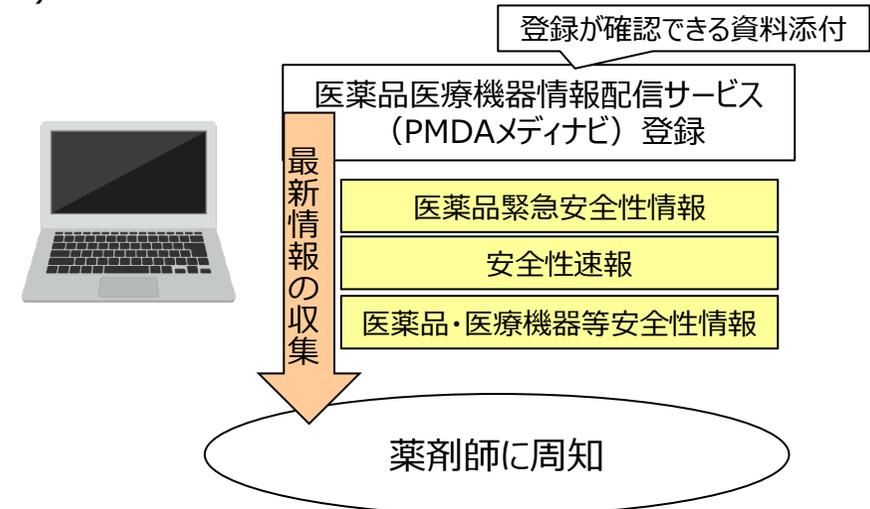
医療保険等に関する
外部の学術研修
(地域薬剤師会等実施含む)

薬剤師に対し、学会への定期的な参加・発表、
学術論文の投稿等を行わせていることが望ましい

(9)在宅患者訪問薬剤管理指導の届出、体制整備、周知



(11)医薬品の安全情報への対応

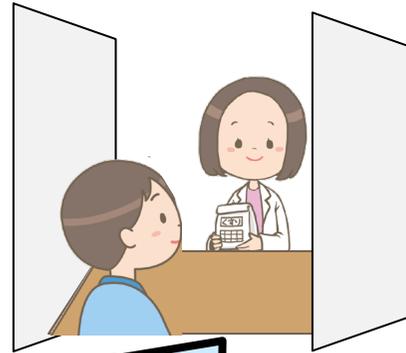


(12) 医薬品情報の提供体制の確保 (薬局で調剤された医薬品に係るものに限る)



- 一般名
- 剤形
- 規格
- 内服薬にあつては製剤の特徴
(普通製剤、腸溶性製剤、徐放性製剤等)
- 緊急安全性情報、安全性速報
- 医薬品・医療機器等安全性情報
- 医薬品・医療機器等の回収情報

(13) 患者のプライバシーへの配慮



必要に応じて患者等が椅子に座った状態で服薬指導等を行うことが可能な体制を有していることが望ましい

(14) 一般用医薬品(OTC)の販売



(15) 地域住民の生活習慣の改善、 疾病の予防に資する取組

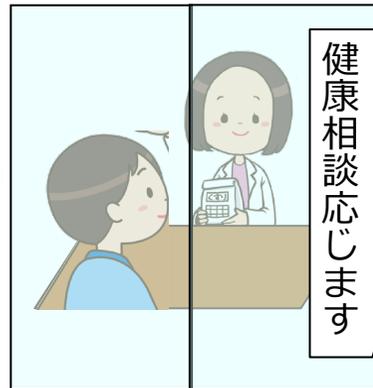
生活習慣全般の相談

- 栄養・食生活
 - 身体活動・運動
 - 休養
 - こころの健康づくり
 - 飲酒
 - 喫煙
- 等

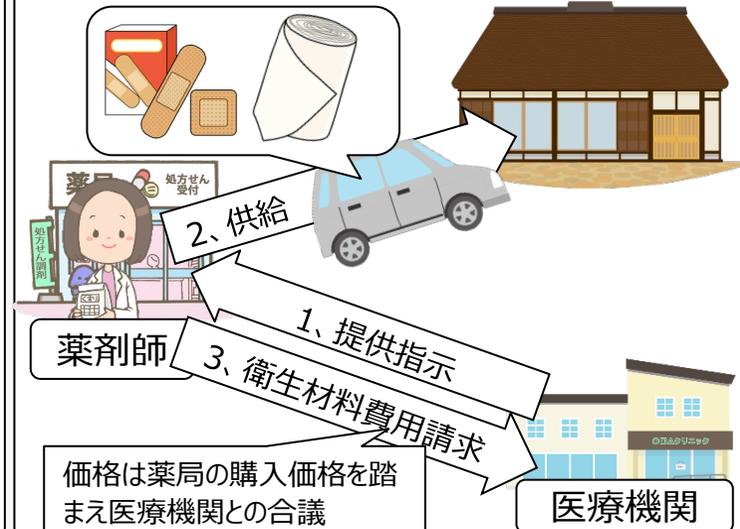


応需・対応

(16) 健康相談又は健康教室を行っている 旨を薬局内、外への掲示・周知



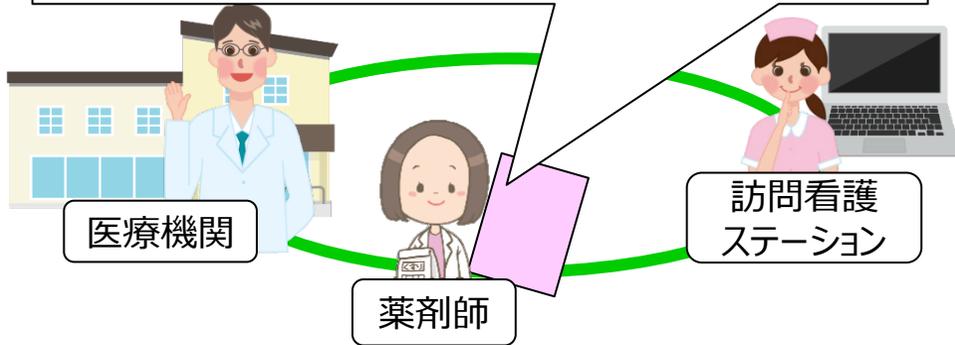
(17) 医療材料及び衛生材料の供給体制



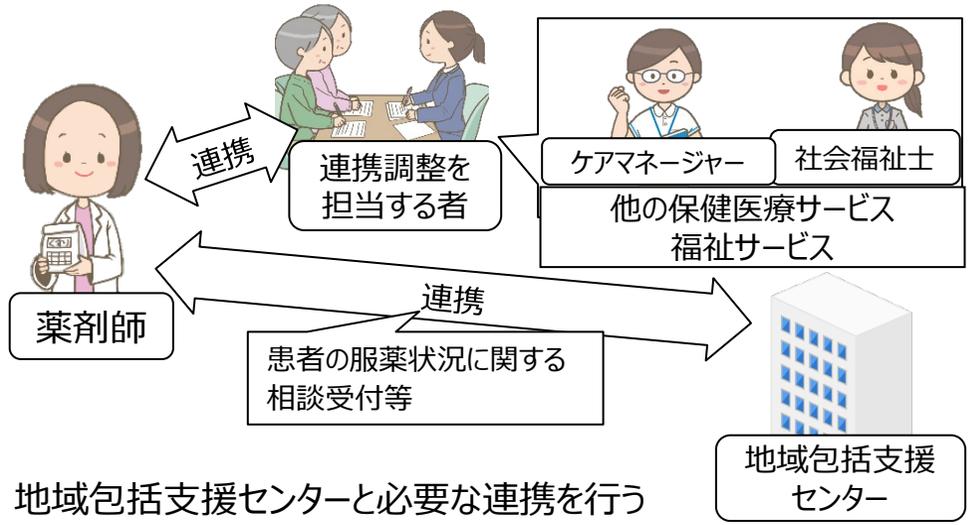
(18)在宅療養支援に係る診療所、病院、訪問看護ステーションとの円滑な連携

【患者から同意が得られた場合】

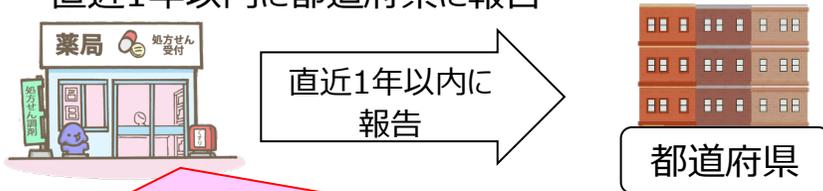
- ・訪問薬剤管理指導の結果
 - ・医療関係職種による患者に対する療養上の指導の留意点 等
- 必要な情報を関係する医療機関や職種に文書(電子媒体を含む)により随時提供



(19)当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携



(20)薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組みの有無」を「有」として直近1年以内に都道府県に報告



次のいずれかに該当すれば「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」を「有」として報告できます

- 日本病院薬剤師会において行われているプレアボイド事例の把握・収集に関する取組に参加し、事例を提供
- 報告(毎年1月)の前年1年間(1月～12月)に、薬局で発見したヒヤリ・ハット事例(疑義照会事例)を報告

(21)副作用報告に係る手順書・報告体制



(22)【処方箋集中率が85%超の薬局のみ】後発医薬品数量シェアが50%以上(施設基準届出時の直近3月間実績)

(2)1200品目以上備蓄	(9)在宅の届出、研修、掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導の研修 ・薬学的管理指導計画書の備蓄 ・在宅患者に対する薬学機管理指導の体制整備 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行うことの掲示 ・当該内容を記載した文書の交付 	(14)OTC販売 <ul style="list-style-type: none"> ・購入者の薬剤服用歴の記録に基づいた製品の情報提供 ・必要に応じた医療機関へのアクセスの確保
(3)24時間調剤の体制整備（連携を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・在宅体制と周知 		
(4)緊急時の連絡先等文書で提示	(10)定期的な研修計画策定と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の作成と研修の実施 ・定期的な外部の学術研究会への参加 ・研修認定の取得 ・医学薬学等に関する学会へ参加、発表 ・学術論文の投稿 	(15・16)健康情報拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣全般に係る相談 ・地域住民の生活習慣に関する取り組み
(5)24時間調剤、在宅の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、保険医療機関、福祉関係者等 ⇒ 自局、薬剤師会より発信 		
(6)薬歴の作成	(11)PMDAメディナビ登録	(17)医療材料、衛生材料供給体制
(7)開局時間 <ul style="list-style-type: none"> ・平日 8時間以上開局 / 1日 ・土曜日または日曜日のどちらか一定時間の開局 ・週45時間以上 	(12)調剤された医薬品の情報の随時提示 <ul style="list-style-type: none"> ・一般名 ・剤型 ・規格 ・製剤の特徴（内服薬） ・緊急安全性情報 ・安全性速報 ・医薬品/医療機器等安全性情報 ・医薬品/医療機器等の回収情報 	(18・19)福祉サービス等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は看護師に文書（電子媒体を含む）により随時提供 ・介護支援専門員、社会福祉士等との連携 ・地域支援センターとの連携
(8)管理薬剤師要件 <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師としての薬局勤務経験 ⇒ 5年 ・当該保険薬局に、32時間/週 勤務 ・当該保険薬局に継続した在籍 ⇒ 1年 	(13)患者プライバシー、高齢者配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・パーテーション等での区切り ・高齢者への配慮 ・椅子などの用意 	(20)プレアボイド事例報告 (21)副作用報告体制 <ul style="list-style-type: none"> ・手順書の作成 (22)集中度85%超の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・後発品割合50%以上(直近3か月)

※届出後にこれらの基準のいずれかを満たさなくなった場合は、その時点で加算の取り下げが必要

加算1
①～③かつ④又は⑤ (②④⑤は薬局当たり年間実績)
①麻薬小売業者の免許
②在宅実績 24回以上 (経過措置あり)
③かかりつけ薬剤師指導料 届出
④服薬情報等提供料実績 12回以上
⑤認定薬剤師の多職種連携会議参加 1回以上

加算2:加算1の要件を満たす+①～⑨のうち3項目以上	
加算3:④、⑦を含む3項目以上 + 麻薬免許	
加算4: 8項目以上	
実績回数 (①～⑧は処方箋受付1万回当たり、⑨は薬局当たり年間実績)	
①夜間・休日等の実績	400回以上
②麻薬の調剤実績	10回以上
③重複投薬・相互作用等防止実績	40回以上
④かかりつけ薬剤師指導料等実績	40回以上
⑤外来服薬支援料1	12回以上
⑥服用薬剤調整支援料1・2	1回以上
⑦単一建物診療患者1人の在宅実績 (経過措置あり)	24回以上
⑧服薬情報等提供料実績	60回以上
⑨認定薬剤師の多職種連携会議参加	5回以上